

令和5年度 町単独土地改良工事 富田1組地区
水路工事 特別仕様書

第1章 総則

この工事の実施に当たっては、長野県農政部制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、「土木工事現場必携」、「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン（案）」、長野県農政部制定「土木工事施工管理基準」を適用する。

共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、以下にある選択項目について、「レ点」が選択されていることを示すものである。

第2章 工事内容

1. 目的

この工事は、表題の事業の一環として、水路を改修するために行うものである。

2. 工事場所

閲覧設計書に記載のとおり

3. 工事概要

工 種	内 容	単 位	数 量	摘 要
1工区 水路工	高密度ポリエチレン管(内面波状) φ400	m	7.0	
	現場打水槽IM-8×8×8	箇所	2	
	止水壁工	箇所	1	
2工区 道路工	練グロック積(1:0.3 裏コン15cm)	m ²	19	

4. 工事数量

- 設計書の通りである。
 設計書の通りである。ただし、以下の工種についてはすべて概算である。

区 分	工 種	内 容	単 位	数 量	摘 要

5. 週休2日工事

- 本工事は、発注者指定型週休2日工事の対象工事である。
 本工事は、施工者希望型週休2日工事の対象工事である。

週休2日の実施を希望する場合は、「週休2日工事実施要領」及び同要領の取扱いに従い取り組むものとする。

(参考) 「週休2日工事実施要領」及び同要領の取扱い

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/syukyuu2ka.html>

6. 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

- 有り

(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態にかい離が考えられるため、『〇〇工区(施工箇所:〇〇)、△△工区(施工箇所:〇〇)、□□工区(施工箇所:〇〇)(以下「対象工区」という。)]ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象工区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象工区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(施工地域等)については、対象工区ごとに設定する。

- 無し

(参照) 施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行要領

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensetsukouji-itaku.html>

7. 労働者確保に要する間接費の実績変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準及び標準歩掛の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。

営繕費：労働者の宿泊に要する費用のうち借上費及び宿泊費、労働者送迎費

労務管理費：労働者に係る募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 本工事における実績変更対象費の割合は、別掲7のとおりである。

(3) 受注者は、労働者確保に要する間接費の実績変更（以下「間接費の実績変更」という。）を請求する場合は、実績報告書（様式1）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を監督員に提出し、「間接費の実績変更」の内容について協議するものとする。

なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「間接費の実績変更」の対象としない。

(5) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準及び標準歩掛に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

(6) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び長野県建設工事等入札参加資格に係る入札参加資格停止措置要領に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

リンク先：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/sekisankijun/seksetanka.html#sekisankijun>

8. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

次の資材については、安定的な確保を図るために、平常時よりも輸送費をかけて遠隔地から調達せざるを得ない場合（下表の要件を満たす場合）には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費（現着の資材単価）及び輸送費に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び長野県建設工事等入札参加資格に係る入札参加資格停止措置要領に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

建設資材等	対象となる要件	対象
生コンクリート	地域内プラントからの調達ができないこと	資材単価 (現着)
アスファルト合材	次のいずれかに該当すること	
石材	・ 県内のプラント及び工場等からの調達ができない	
間知ブロック	・ 県内のプラント及び工場等から調達できるが、平常時の輸送元より遠方となる	
仮設材（鋼矢板等）	次の条件をすべて満たすこと ・ 運搬費として積上げ対象となっている資材 ・ 基地が平常時の輸送元より遠方となる	輸送費

(注) 1. 地域とは、県の実施設計単価表に示す17地区をいう。

2. 生コンクリートについては、県内プラントからの調達を原則とし、それが困難な場合に限り県外からの調達を可能とする。

3. 遠方とは、平常時の輸送元が存在する地域より遠方の地域をいう。

(参照) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び労働者確保に要する間接費の実績変更について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/sekisankijun/seksetanka.html#sekisankijun>

第3章 施工条件

1. 工期関係

(1) 工期

工期は、入札公告に記載のとおり。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に準備期間、休日数（土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨・降雪等による作業不能日数及び後片付け期間を見込んでいる。

準備期間は40日を見込んでいる。

(2) 工程制限

有り(については、 の理由により 年 月 日までに完成させること。)

無し

2. 部分引渡し

有り

無し

3. 作業時間制限・超過勤務・夜間工事条件

有り

無し

第4章 現場条件

1. 土 質

土質は、共通仕様書第1編第3章第3節3-3-1一般事項に示す砂質土を想定している。また、想定と異なる土質が出現した場合は、監督員に報告し、土質試験等を含めその対策について監督員と協議を行うこと。

2. 関連工事

有り

無し

3. 第三者に対する措置

施工に際しては、振動、騒音、安全対策に十分留意しなければならない。特に、生コンクリートや資材の搬出入に際しては、一般通行に支障を及ぼさないようにするとともに、安全管理に十分留意すること。

事業損失防止対策調査有り

事業損失防止対策調査無し

項 目	内 容	摘 要
家屋調査（事前）		
地下水観測		
騒音調査		
振動調査		
地盤沈下調査		
電波障害		
その他		

4. 関係機関との調整

受注者が工事着手前に行う地権者及び関係官公署等との協議、調整は、監督員の指示を事前に受けるものとする。なお、発注者が実施している協議等の状況は、次表のとおり。

協議事項有り

協議事項無し

項目	内容	許可年月日	許可条件等
道路法	道路自営工事承認申請		
	道路占用協議		
	交差点協議		
河川法	土地の占用、工作物の新設等、河川区域内制限行為		
砂防法	砂防指定地内行為許可申請		
森林法	保安林の解除		
	伐採、作業許可		
地すべり等防止法	制限行為協議		
文化財保護法	埋文発掘の通知		
	試掘		
	本調査		
その他	J R 協議		

5. 工事支障物件

支障物件がある場合には、細心の注意を払って施工すること。また、施工に当たっては、監督員の指示に従うとともに、市町村及び関係事業者との協議を行ってから実施すること。

- 支障物件有り
 支障物件無し

項目	内容	摘要
電柱		
水道		
架空線		
その他		

工事の施工上必要となる架空電線の防護措置について、設計変更の対象とします。
(参照) 工事に伴う架空電線の防護措置に係る対応について (通知)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/kensetsu/kenchikugijutsu/sekisankiiryun>

6. 建設副産物の処理

- 有り (別掲1「建設副産物に関する仕様書」共通事項参照)

別掲1リンク先:

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/documents/bekkei.pdf>

- 無し

1) 建設発生土及び不足土

引渡場所・仮置場所	処分方法	特記事項
閲覧設計書に記載の距離内に搬入搬出することを想定している。		

※処分地を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。なお、受注者の都合により処分先を変更した場合は、原則として設計変更しない。

2) 特定建設資材（建設リサイクル法関係）

種 別	処理場名	備 考
アスファルトコンクリート塊	南重建設(株) 南重産廃処理リサイクルプラント	
コンクリート塊	無筋	
	鉄筋	
	二次製品	(株)キタニ
建設発生木材		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

3) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針（環境省）関係）

種 別	処理場名	備 考
木くず（伐根・伐採材）		
汚 泥		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

種 別	処理場名	備 考
その他（金属くず他）		

7. 土壌汚染対策法の届出

有 り 届出日： 年 月 日

※行為着手は、届出日から30日経過後とする。

無 し 適用条項 盛土のみ・非常災害応急措置(第4条)

行為面積が3,000㎡未満(規則第22条)

最大深さが50cm未満(規則第25条第1号ハ)

第5章 仮設

1. 指定仮設

有 り

項 目	内 容	図面・参考図 の有無	摘 要
工事用道路			
土取、土捨場及び一時 仮置き場			
仮用(排)水施設			
仮設橋梁			
仮廻し道路			
ウェルポイント工			
土留工			
河川仮締切工			
安全管理員			

※上記で指定仮設として計上する場合は、土留め、締切り、築島等で特に大規模であり、重要なものについて扱い、設計数量、設計図面、施工方法、配置などが発注者より指定されている場合である。

無 し

2. 任意仮設

有 (標準契約約款第1条第3項に該当する事項)

項 目	内 容	制約条件	参考図 の有無	特記事項
水替工				
水廻し工	高密度ポリエチレン管(内面波状) φ300		有	
工事用道路				
土留工				
河川仮締切工	土のう工		有	
仮設電気				
敷鉄板設置・撤去工				
敷鉄板賃料				
ポンプ運転 (締切排水工)				
安全管理員				

無し

第6章 用地関係

1. 工事用地等未処理部分

有
 無し

2. 発注者が確保している用地

有
 無し

3. 上記以外の用地

上記以外に必要な用地の借用及びこれに伴う諸手続きは、受注者側で対応するものとする。特に農地の一時転用については、事前に地域振興局農業農村支援センター、市町村、農業委員会等と調整するとともに、許可書の写しを監督員に提出すること。

第7章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次に示すとおりであり、監督員が指示する材料については、試験成績書等を提出し承認を得なければならない。

名 称	規 格	試験成績書等提出の有無
コンクリート二次製品	ベンチリューム(BF)-500(ジョイント)型 ベンチリューム(BF)-400(ジョイント)型 積ブロックA種(JIS A 5323)	有
生コンクリート	18-8-25BB(W/C≤60%) , 18-8-40BB(W/C≤60%)	有
碎石類	再生クラッシャーランRC-40 , 粒度調整碎石M-25	有
アスファルト材	再生密粒度アスコン20F	有
管類	高密度ポリエチレン管(内面波状) φ400	有
ゲート類	水口ゲート(丸型) φ400	有

2. 確認又は試験

主要材料に係る監督員の行う確認又は試験は、下記のとおりである。

項 目	内 容	摘 要

※受注者及び監督員等が行うコンクリート二次製品受入れに伴う検査等については、長野県農政部制定「コンクリート二次製品検査技術基準」によるものとする。

3. 県産木材

工事に使用する木材は原則として県産木材を使用することとし、共通仕様書材料編第3節木材2-3-1一般事項により、取り組みを推進するものとする。施工計画書提出時に、県産木材の素材供給段階における長野県産土木用材産地証明書発行基準（別掲－9）に基づく産地証明書等により監督員の確認を受けること。また、しゅん工書類に産地証明書等を添付すること。

供給困難等の理由により、県産木材を使用できない場合は別途協議とする。

別掲9リンク先：<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/documents/bekkei.pdf>

4. 県内産資材

県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、工事材料の選定に当たっては県内産資材で規格・品質等を満たす材料を優先使用する取組みを推進するものとする。

- 1) 県内産資材を優先使用に努めること。
- 2) 工事用資材の調達を極力県内取扱い業者から購入すること。
- 3) 県外産資材を使用する場合は、別掲5「県外産資材使用報告書」を監督員に提出すること。

別掲5リンク先：<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/documents/bekkei.pdf>

第8章 環境への配慮

1. 環境配慮事項

- (1) 工事の実施に当たっては、別掲10に掲げる環境配慮指針に基づき、環境との調和に配慮すること。

別掲10リンク先：<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/documents/bekkei.pdf>

- (2) 特に配慮すべき内容は次表のとおりとし、この中で、実施困難若しくは変更が必要な場合、又はこれ以外で工事に反映可能な項目がある場合は、監督員と協議すること。

有り

環境要素	環境配慮内容
大気環境	
野生動植物	
水環境	
景観	
自然とのふれあい	

- (3) 受注者は、具体的な実施内容、方法等を施工計画書に含めて監督員に提出するものとする。

- (4) 受注者は、工事完成時に環境配慮の実施内容を「環境配慮実施報告書」にまとめ提出するものとする。

農業農村整備事業における環境配慮の運用

リンク先：<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kankyohairyounyou.html>

無し

2. 環境に配慮した材料の利用促進

工事には木材、自然石、現存する植生等環境に配慮した材料の利用を促進する。

このうち木材については県産材を優先使用し、丸太材及び太鼓材については原則として間伐材を使用する。なお、しゅん工検査時に県産材の証明書で確認することとする。

3. 信州リサイクル認定製品の利用促進

工事材料として、認定リサイクル資材を積極的に利用すること。

(参考) 信州リサイクル製品認定制度

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/ninte/index.html>

なお、利用に当たっては、事前に監督員と協議すること。

第9章 土木コンクリート品質確保のための「テストハンマーによる強度推定調査及びひび割れ調査」

別掲2「コンクリート品質管理・土木コンクリート構造物品質確保特別仕様書」以外に調査を必要とする構造物は、次のとおりである。

なお、調査費用については、共通仮設費（技術管理費）に率計上している。

有り

無し

別掲2リンク先：<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/documents/bekkei.pdf>

第10章 施 工

1. 一般事項

水準点は、図面に示す T1及びT2(測量基準点)を使用すること。

2. 安全対策

1) 交通管理

①交通誘導警備員

有り

無し

本工事における交通誘導警備員の数量等は、下記のとおり。

種別	配置員数（人／日）	配置総数（人）	配置時間	備 考

・近接工事等で交通量が著しく増減した場合、道路管理者・警察署等からの要請、現場条件に著しい変更が生じた場合及び当初設計で予定している施工方法に対して違う方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。

・受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受注者は、警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

・指定路線（該当のある場合は具体的に記載）においては、長野県公安委員会告示第70号（令和2年10月1日）により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置し実施すること。

②交通安全施設

・仮設ヤード回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。

・車道部分に接し、車両等が飛び込みの恐れがある場合は、ガードレール、視線誘導板、回転灯等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③交通規制

・規制箇所は、袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。

また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とする。

2) 安全施設

現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠が可能な構造とすること。

3) 掘削法面

「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」等により必要な対策を講じること。

4) 土石流対策・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策・雪崩対策等

①一般事項

・現場状況・工事内容を踏まえた安全対策を検討し、施工計画書で避難訓練、避難場所・経路等を含めた警戒避難体制及び安全対策を協議、実施すること。

・斜面崩壊、有毒ガス・酸素欠乏等の対策として、下表の設備（各種センサー類及び換気設備等）を安全費に計上している。なお、現地に即すための仕様変更やそのほかに設置が必要となる設備の費用は、協議の上、設計変更の対象とする。

各種センサー類及び換気設備等	設置場所	設置期間	備考
該当なし			

②土石流対策

河川内工事その他土石流の達する恐れのある現場では、工事内容を踏まえた安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。安全対策に別途必要となる費用は、設計変更の対象とする。

③降積雪期の建設工事における安全確保

工事期間が冬期間の施工である現場においては、降積雪期であるため、雪崩、土石流の発生が予想される。そのため、下記事項に留意する等、工事の安全対策を検討し、施工計画書に記載すること。

- ・雪崩、土石流等に対する安全対策の点検
- ・積雪深、融雪量、気温等の観測及び大雪、雪崩注意報等の気象情報の把握
- ・作業着手前、作業中の安全対策
- ・気象変化時におけるパトロールの実施、必要に応じた見張員の配置
- ・警戒避難雨量基準等に基づく工事中止の徹底

5) 足場工

建設工事の足場については、原則として平成21年3月2日付け厚生労働省令第23号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するのとする。

リンク先：手すり先行工法等に関するガイドライン

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf>

(参考) 関連通達等

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年3月31日付け基発0331第9号）
- ・足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成27年5月20日付け基安発0520第1号）
- ・足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアル（平成26年3月10日付け基安安発0310第1号）

6) 架空線等上空施設一般

1) 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。

2) 建設機械等のブーム等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。また、実施内容については施工計画書に記載すること。

- ① 架空線等上空施設への防護カバーの設置
- ② 工事現場の出入り口等における高さ制限措置の設置
- ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
- ④ 建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定

3) 前項①の設置を架空線等管理者に依頼し、事業区域外等において費用が生じる場合は、あらかじめ監督員等に現場状況等の確認を請求すること。確認の結果、必要と認められる場合は、変更協議の対象とする。

3. 施工段階における監督員の確認

監督員による段階確認は、共通仕様書第1編第1章第1節1-1-27に示す時期とし、書面あるいは連絡により依頼しなければならない。共通仕様書以外の段階確認は、以下に掲げる工種及び施工段階において実施するものとする。

工種	確認内容	確認時期・頻度	備考
土工	土質、湧水状況確認	床掘終了時	
法線	法線確認	丁張設置後	
水路工	計画水路高の確認	水路設置後	
道路路工	ブロック積高の確認	土台・ブロック設置後	

第11章 主任技術者または監理技術者の専任

「土木工事現場必携」共通編 「共3 建設工事における技術者制度」、「4 専任で設置すべき期間の考え方」によること。

第12章 ワンデーレスポンスの取り組みへの協力・協議

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。

受注者は、発注者のワンデーレスポンスの取り組みに対し、情報共有化のための協議書類の電子化や、施工協議経緯表の共有化、施工状況報告を電子媒体で行うなど実施可能な範囲で発注者に協力しなければならない。なお、監督員が即日回答できない場合は、回答が必要な期限を発注者と受注者として協議の上、回答期限を設けるなど「現場を待たせない」を念頭に工事に従事しなければならない。

第13章 契約書第18条（条件変更等）の補足説明

施工に当たり、自然的または人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

- 土質
- 転石の出現
- 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現
- 残土捨て場及び土取り場位置
- 工事数量(概算数量発注のため)

第14章 下請負人契約

1. 施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

2. 施工体制に係る工事書類等

- ①「施工体系図」
- ②「施工体制台帳」、(「再下請通知書」は、下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成が、監督員等の求めに応じて提示するものとする。)
- ③下請契約書、再下請け契約書の「写」(下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成)

3. 下請契約(施工体制台帳に記載を求める契約をいう)における県内企業の採用について

県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、下請契約における県内企業の優先採用に関する特別仕様書(別掲8)により取り組みを推進するものとする。

別掲8リンク先: <https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/documents/bekkei.pdf>

4. 施工体制台帳作成などの取扱い

工事書類における施工体制台帳作成などの取扱いは、「建設工事における施工体制台帳作成などの取扱いについて(通知)」によるものとする。

(参照) 建設工事における施工体制台帳作成などの取扱い

<https://www.pref.nagano.lg.jp/giukan/sekoutaisei.html>

第15章 創意工夫・社会性等に関する実施状況

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。(別掲3及び3-1)

別掲3及び3-1リンク先:<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/documents/bekkei.pdf>

第16章 現場環境改善費

有り

(1) 現場環境改善費の内容は、以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督員と協議実施する。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

無し

(参照) 工事における現場環境改善費の積算要領

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/genbakankyoukaizenhi.html>

第17章 数量算出方法

受注者は出来形測量結果に基づき共通仕様書第1-1-28条により出来形数量を監督員に提出するものとするが、共通仕様書に記載のない数量算出方法については、次のとおりである。

有り

無し 土地改良工事数量算出要領のとおり

第18章 履行報告（週間工程表）

受注者は、発注者が指定した様式又は任意の様式により、履行報告書（週間工程表）を提出するものとする。

第19章 予想出来形数量の提出

受注者は、遅くとも工期の1ヶ月前までに予想出来形数量を取りまとめ監督員に提出すること。なお、数量算出方法については、第17章によるものとする。

第20章 100%出来形図

受注者は、共通仕様書第1-1-28条に基づき100%出来形図を提出するものとするが、次に記載のある図面については、省略してもよいものとする。

- 有り
 無し

第21章 再生資源利用実施書の提出

施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」を作成し提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所へ掲示すること。

再資源化等報告書に、「再生資源利用実績書」、「再生資源利用促進実績書」を添付し提出すること。提出様式は、原則としてCOBRIS（建設副産物情報交換システム、通称コブリス）を利用して作成すること。これにより難しい場合は監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式（EXCEL）」によることも可能とする。

作成が必要な工事は、次表のとおりとする。

再生資源利用計画（実施）書	再生資源利用促進計画（実施）書
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事
1 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上	1 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上
2 砕石・・・・・・・・・・500t以上	2 コンクリート塊
3 加熱アスファルト混合物・・・200t以上	アスファルト・コンクリート塊 } 建設発生木材 } ..合計200t以上

(参照) COBRIS: <http://www.recycle.iacic.or.jp/>

建設リサイクル報告様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
(EXCEL): [m](#)

なお、発注者から貸与されるリサイクル計画書は、次のとおりである。

- 有り (別紙「リサイクル計画書（積算段階）」のとおり)
 無し

第22章 指導事項について

この工事における指導事項は、別掲4のとおりである。

別掲4リンク先: <https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/documents/bekkei.pdf>

第23章 法定外の労働災害の付保

本工事において、受注者は法定外の労働災害保険に付さなければならない。

受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示することとする。

第24章 積算条件

1. 価格積算基準

本工事で適用している価格積算基準は、下記のとおりである。

(1) 農林水産省 土地改良工事積算基準 令和4年度による。

(参考) 長野県の農業農村整備事業における基準

積算基準:

リンク先: <https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensetsukouji-itaku.html>

施工パッケージ型積算方式について:

リンク先: <http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/sekoupackage2016.html>

(2) 上記以外の積算基準は、長野県建設部（国土交通省）の施工パッケージ型積算方式標準単価表を準用している。

2. 適用歩掛

本工事で適用している歩掛等は、下記のとおりである。

(1) 農林水産省 土地改良工事積算基準 令和4年度（10月からの項目）

なお、上記以外の歩掛は、長野県建設部及び林務部の歩掛を準用している。

(注) 建設部の歩掛を使用している際には以下の点に御留意願います。
建設部の歩掛を農政部で使用するには「数量算出要領の1-5歩掛単価表等の単位及び数位」により、数位を修正して使用しています。
(例) 建設部歩掛 普通作業員 0.506人 → 農政部歩掛 普通作業員 0.51人

3. 特殊積算条件の有無

- 有り
 無し

4. 資材単価等

(1) 本工事に係る工事費の積算にあたっては、長野県が適宜調査している部局別単価や、積算資料（一般財団法人経済調査会）及び建設物価（一般財団法人建設物価調査会）などに設定されている刊行物単価などにより予定価格を算出している。なお、長野県が設定している単価等は、合同庁舎行政情報コーナー（県庁行政情報センター）及び県立図書館において閲覧できる。

(2) 刊行物単価の決定方法については、長野県公式ホームページ掲載の『「物価資料掲載単価」決定方法』による。

リンク先: https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/sekisankijun/documents/021117_tankaketteihouhou.pdf

(3) 見積もりによる単価等の有無については、次のとおりである。

- 有り
 無し

第25章 工事書類

工事書類は、原則として「工事書類簡素化ガイドライン」による。

(参照) 工事書類簡素化ガイドライン: <https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kojisyoruikansoka.html>

第26章 適用図書及び参考図書

図書名	制定年月日 (最新版)	最新適用年月日	発行元、監修元等及び 問い合わせ先
土木工事共通仕様書	平成15年11月	令和4年10月1日	長野県農政部(農地整備課) 図書発刊は行っていません
土木工事施工管理基準	平成19年10月4日	令和2年4月1日	長野県農政部(農地整備課) 図書発刊は行っていません
土地改良工事数量算出要領	令和4年10月	令和4年10月1日	長野県農政部(農地整備課) 図書発刊は行っていません
土木工事現場必携	令和2年3月	令和3年12月	長野県建設部
設計変更ガイドライン	平成29年4月	平成29年4月	長野県環境部、農政部、 林務部、建設部

工事一時中止に係る ガイドライン	令和3年3月2日	令和3年4月1日	長野県環境部、農政部
土木工事施工管理基準 の手引き	平成19年3月30日 (平成26年3月28日)		農林水産省農村振興局
施設機械工事等共通仕 様書	平成26年3月28日	令和4年10月1日	長野県農政部（農地整備課） 図書発刊は行っていません
施設機械工事等施工管 理基準	平成19年3月28日 (令和4年3月31日)	令和4年10月1日	農林水産省農村振興局
土地改良工事標準設計	平成20年4月24日	令和3年4月1日	長野県農政部（農地整備課） 図書発刊は行っていません 監督員からCADデータ貸与が可能
情報化施工技術の活用 ガイドライン	平成31年3月	令和4年3月31日	農林水産省農村振興局

※図書発刊を行っていない図書等については、長野県公式ホームページ又は各地域振興局行政情報コーナー
閲覧図書からコピーし入手できます。

以下の図書は、ホームページからダウンロード可能です。

共通仕様書 <https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/sekisankijun/kensetsu.html>

施工管理基準 <https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/sekisankijun/kijun.html>

土木工事現場必携 <https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/renewal.html>

設計変更ガイドライン

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/soshiki/soshiki/kencho/gijutsukanri/index.html>

工事一時中止に係るガイドライン

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensetsukouji-itaku.html>

土地改良工事標準設計 <https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/hyojyunsekkei.html>

第27章 竣工検査

本工事の竣工検査は、検査補助員を配する検査、あるいは複数日検査となる場合がある。

第28章 定めなき事項

この仕様書に定めのない事項またはこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督員
と協議すること。

第29章 その他

この仕様書の別掲1～10については、長野県公式ホームページに掲載している。

リンク先: <https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensetsukouji-itaku.html>

以 上